

第二部 法人情報

第1 法人の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当センターは、平成16年4月1日に設立されました。従って平成16年度（平成16年4月1日～平成17年3月31日）、平成17年度（平成17年4月1日～平成18年3月31日）及び平成18年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）における主要な経営指標等について、法人単位及びセンター法第14条及び附則第11条第4項に基づく各勘定に関して記載しています。

○法人単位

（単位：百万円）

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経常費用	41,182	41,864	36,227
経常収益	38,784	30,727	29,769
経常利益 ※1	△ 2,398	△ 11,137	△ 6,457
臨時損失	48	—	0
臨時利益	58,736	—	—
当期純利益 ※2	56,289	△ 11,137	△ 6,458
センター法第15条積立金取崩額 ※3	—	11,168	6,472
当期総利益 ※4	56,289	30	14
資本金 ※5	9,602	9,602	9,602
純資産額 ※6	65,631	54,233	47,514
総資産額	1,051,438	1,035,134	1,015,284
自己資本比率 ※7	6.24%	5.24%	4.68%
業務活動によるキャッシュ・フロー	53,089	△ 6,296	6,350
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,122	12,022	6,896
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,725	△ 4,741	△ 12,866
現金及び現金同等物の期末残高	30,318	1,228	1,607
役職員数	30人	30人	30人

(1)一般勘定

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経常費用	744	827	854
経常収益	766	857	869
経常利益 ※ 1	22	30	15
臨時損失	48	—	0
臨時利益	48	—	—
当期純利益 ※ 2	22	30	14
センター法第15条積立金取崩額 ※ 3	—	—	—
当期総利益 ※ 4	22	30	14
資本金 ※ 5	9,602	9,602	9,602
純資産額 ※ 6	9,363	9,132	8,886
総資産額	10,206	9,979	9,628
業務活動によるキャッシュ・フロー	290	115	△ 13
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 48	△ 54	△ 39
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	244	306	254

(注) センター法第14条の規定による区分経理により、当センターの運営に必要な経費を一括して経理しております。

(2) 施設整備勘定

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経常費用	40,438	41,037	35,373
経常収益	38,018	29,870	28,901
経常利益 ※1	△ 2,419	△ 11,168	△ 6,472
臨時損失	—	—	—
臨時利益	58,687	—	—
当期純利益 ※2	56,268	△ 11,168	△ 6,472
センター法第15条積立金取崩額 ※3	—	11,168	6,472
当期総利益 ※4	56,268	—	—
資本金 ※5	—	—	—
純資産額 ※6	56,268	45,100	38,628
総資産額	1,041,232	1,025,155	1,005,656
業務活動によるキャッシュ・フロー	52,799	△ 6,412	6,362
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,074	12,075	6,934
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,725	△ 4,741	△ 12,866
現金及び現金同等物の期末残高	30,074	922	1,353

(注) センター法第13条の業務のうち、施設費貸付事業及び施設費交付事業に係る経理、同法第16条に規定する施設費貸付事業に必要な費用に充てるための長期借入金の経理、同法附則第11条に規定する承継債務償還業務の経理及び承継された財産の処分に係る経理を施設整備勘定としております。

〔指標等の説明〕

※1：経常利益＝経常収益－経常費用

※2：当期純利益＝経常利益＝経常収益－経常費用

※3：センター法第15条積立金取崩額

＝独立行政法人国立大学財務・経営センター法第15条第5項に基づく積立金取崩額

※4：当期総利益＝当期純利益＋センター法第15条積立金取崩額

※5：資本金＝政府出資金

※6：純資産額＝自己資本＝政府出資金＋剰余金

※7：自己資本比率＝純資産／総資産×100

2. 沿革

当センターの前身である国立学校財務センターは、平成4年7月に国の機関として設置され運営されてきましたが、平成16年4月に国立大学法人等の発足とともに、独立行政法人国立大学財務・経営センターとなりました。

平成4年4月1日 ○文部省に、国立学校財務センターの業務等に関する連絡協議等を行うため、関係局（部）課による連絡協議会が発足

平成4年4月10日 ○文部大臣裁定により、国立学校財務センターの創設準備組織要領が制定され、放送教育開発センターに国立学校財務センター創設準備に関する事務を処理するため、「創設準備室」を設けることが決定
○準備室長に前川正が就任
○創設準備室を文部省内に設置

平成4年5月6日 ○「国立学校財務センター」の設置を内容とする「国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律」（平成4年法律第37号）が公布

平成4年7月1日 ○「国立学校財務センター」設立
○初代所長に前川正（前群馬大学長）が就任

平成11年4月1日 ○第2代所長に大崎仁（前日本学術振興会理事長）が就任

平成15年7月16日 ○独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号）が公布

平成16年4月1日 ○独立行政法人国立大学財務・経営センター設立
○初代理事長に遠藤昭雄（前国立教育政策研究所所長）が就任

3. 事業の内容

(1) 設置の背景

当センターの前身である「国立学校財務センター」は、平成4年7月1日に国立学校設置法（昭和24年法律第150号）上の国の機関として設置されました。国立学校設置法により設置されていた機関は、国立学校財務センターのほかに平成16年3月末現在で、国立大学（89大学）、大学共同利用機関（14機関）、国立高等専門学校（55高専）、大学評価・学位授与機構、久里浜養護学校があり、これらの整備充実を目的として国立学校特別会計により経理されていました。

これらの機関は、「国立大学法人法」関係6法の公布・施行により、独立行政法人国立大学財務・経営センター、国立大学法人（89法人）、大学共同利用機関法人（4法人）、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人メディア教育開発センターの計97法人として、平成16年4月1日に設立され、これに伴い国立学校特別会計は同日付で廃止されました。

当センターは、国立学校財務センターとして、従来行ってきた国立学校財産の有効活用、高等教育財政・財務等に関する調査研究の推進などの業務に加え、廃止前の国立学校特別会計（以下「旧国立学校特別会計」という。）が従来行ってきた①財政融資資金からの借入金を財源とする施設整備、②特定の学校財産処分収入を財源とする施設整備、③既往長期借入金債務の償還、の3つの業務を引き継ぐこととして、平成16年4月1日に、独立行政法人国立大学財務・経営センターとして設立されたものです。

(2) 設置の趣旨・目的

当センターは、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校（以下「国立大学等」という。）における教育研究の振興に資することを目的に設置されました。

当センターは、センター法第13条において、上記目的を達成するため、以下の業務を行うこととされています。

- ①国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。
- ②国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（施設費貸付事業）を行うこと。
- ③国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（施設費交付事業）を行うこと。
- ④国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るものの以外のものの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。
- ⑤高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。

- ⑥国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
- ⑦上記①～⑥の業務に附帯する業務を行うこと。

(3) 国との関係について

【当センター固有の国との主な関係】

① 主務大臣

当センターの主務大臣は、文部科学大臣とされています。(センター法第21条)

② 国の施設整備計画に従った国立大学等の施設整備の推進

国立大学等の施設は、学術研究や人材育成のための活動拠点であり、科学技術創造立国を目指す我が国にとって不可欠な基盤となっています。

当センターにおいては、旧国立学校特別会計の業務を引き継ぐものとして、国立大学等の施設の整備に必要な資金の貸付け及び交付を行う施設費貸付事業及び施設費交付事業を行っていますが、国立大学等の施設整備の重要性に鑑み、これら2つの事業は、国と一体となって国の施設整備計画に従い事業を推進するため、文部科学大臣の定めるところにより、事業を行うこととされています。(センター法第13条第2号及び第3号)

③ 旧国立学校特別会計の財産及び負債の承継

当センターは、上記②のとおり、国立大学等の施設整備を推進するため、国立大学等の施設の整備に必要な資金の交付を行う施設費交付事業を行っていますが、この施設費交付事業の財源に充てるため、独立行政法人化（以下独立行政法人化、国立大学法人化及び大学共同利用機関法人化をそれぞれ「法人化」という。）に際して、旧国立学校特別会計が有していた特定学校財産（※）、積立金、決算剰余金等総額58,687百万円の財産を承継しています。

また、当センターは、旧国立学校特別会計の財政融資資金からの負債1,004,737百万円を一括して承継しています。この負債は、従来の各国立大学の病院整備等のためのものであることから、当センターが直接債務を負担する3,750百万円を除き、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第12条第1項により、文部科学大臣が定めた43の国立大学法人が、当センターに対し文部科学大臣が定めた額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行なっています。(センター法附則第8条第1項)

※特定学校財産・・・廃止前の国立学校設置法に規定されていたもので、国立学校財産のうち、移転、施設の高層化等により不用となったもので処分収入額が100億円を超える財産のうち、文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した財産

④ 長期借入金及び債券

当センターは文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人国立大学財務・経営センター債券（以下「センター債券」という。）を発行することができます。なお、文部科学大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。(センター法第16条)

また、当センターは、毎事業年度、長期借入金及びセンター債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされています。なお、文部科学大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならないとされています。(センター法第18条)

⑤ 追加出資及び政府保証

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において当センターに追加して出資することができるとされています。(センター法第5条第2項)

また、政府は、当センターの長期借入金又はセンター債券に係る債務について、国会の議決を経た金額の範囲内で保証することができるとされています。(センター法第17条)

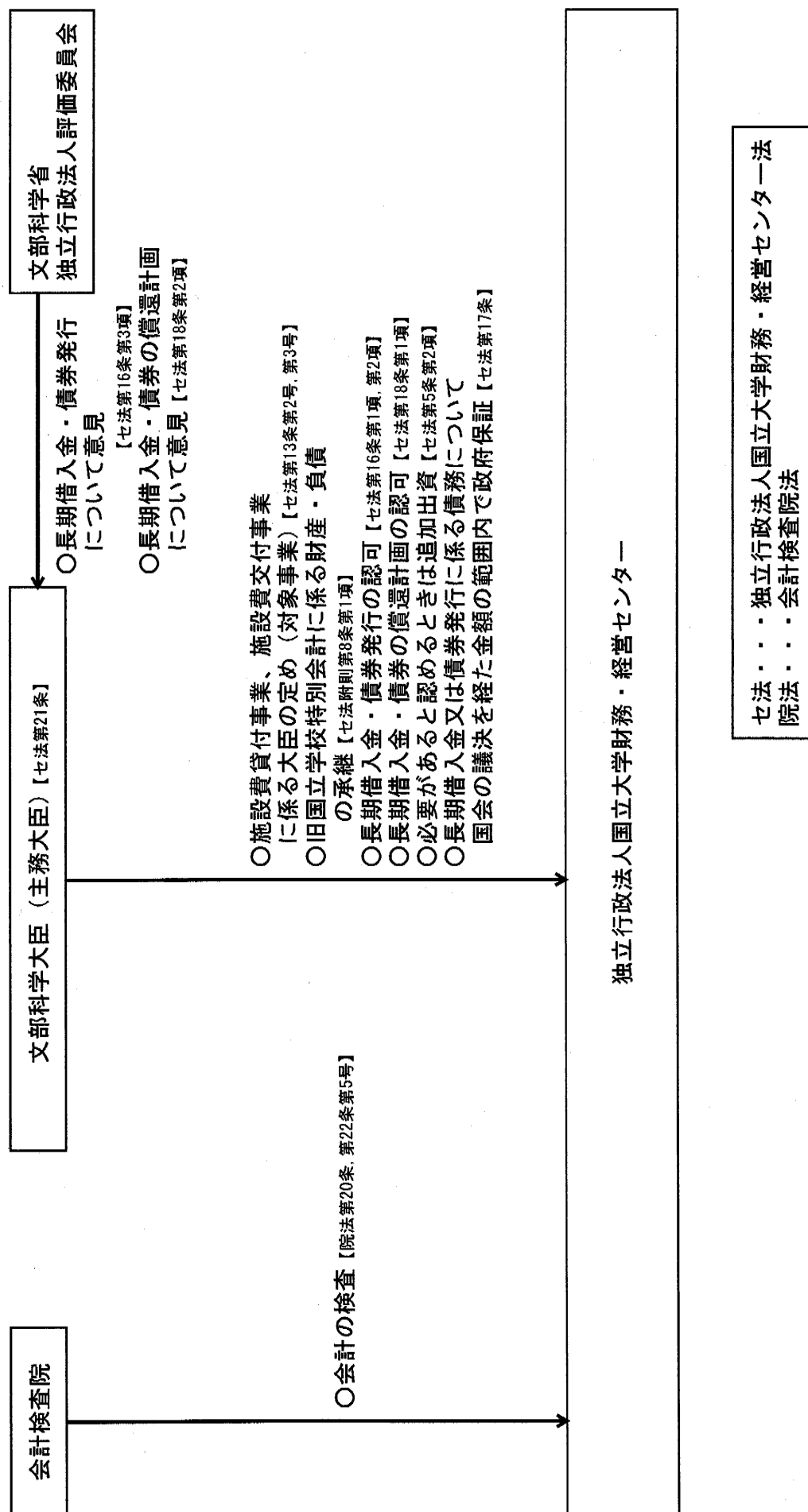
⑥ 会計検査院の検査

当センターに対しては、会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。当該検査の観点は以下のとおりです。(会計検査院法(昭和22年法律第73号)第20条、第22条第5号)

- ・決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。(正確性)
- ・会計経理が予算や法令等に従って適正に処理されているか。(合規性)
- ・事務・事業が経済的、効率的に行われているか。(経済性、効率性)
- ・事業全体が所期の目的を達成し効果を上げているか。(有効性)

(参考)

当センター固有の国との主な関係



【独立行政法人固有の国との主な関係】

① 役員の任命・解任

当センターの理事長及び監事は、文部科学大臣が任命します。また、文部科学大臣は、理事長及び監事を解任することができるかとされています。

なお、当センターのその他の役員は、理事長が任命、解任しますが、その時は遅滞なく文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています。（通則法第20条及び第23条）

② 業務方法書

当センターは、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされています。また、文部科学大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならないとされています。なお、これを変更するときも同様とされています。（通則法第28条第1項、第3項）

③ 独立行政法人評価委員会

当センターの業務の実績に関する評価等を行うために、文部科学省に独立行政法人評価委員会が設置されています。（通則法第12条）

また、文部科学省の独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受け、第三者的な立場から調査・審議を行い、必要があると認められる場合、意見を述べることができる政策評価・独立行政法人評価委員会が総務省に設置されています。（総務省組織令（平成12年政令第246号）第121条）

④ 中期目標

文部科学大臣は、3年以上5年以下の期間（当センターにおいては、平成16年4月から平成21年3月までの5年間）において当センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様とされています。また、文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならないとされています。（通則法第29条第1項、第3項）

⑤ 中期計画

当センターは、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様とされています。また、文部科学大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならないとされています。（通則法第30条第1項、第3項）

⑥ 年度計画

当センターは、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、当該事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様とされています。（通則法第31条第1項）

⑦ 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

当センターは、各事業年度における業務の実績について、文部科学省の独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないとされています。

文部科学省の独立行政法人評価委員会は、当該評価を行ったときは、遅滞なく、当センター及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に対して、当該評価の結果を通知し、必要があると認めるときは、当センターに対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるとされています。(通則法第32条第1項、第3項)

なお、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、当該評価の結果について必要があると認めるときは、文部科学省の独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べるすることができるとされています。(通則法第32条第5項)

⑧ 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する評価

当センターは、中期目標の期間の終了後三月以内に、当該中期目標に係る事業報告書を文部科学大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされています。(通則法第33条)

当センターは、中期目標の期間における業務の実績について、文部科学省の独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないとされています。

文部科学省の独立行政法人評価委員会は、当該評価を行ったときは、遅滞なく、当センター及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に対して、当該評価の結果を通知し、必要があると認めるときは、当センターに対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるとされています。(通則法第34条第1項、第3項)

なお、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、当該評価の結果について必要があると認めるときは、文部科学省の独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べるすることができるとされています。(通則法第34条第3項)

⑨ 中期目標の期間の終了時の検討

文部科学大臣は、中期目標の期間の終了時において、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を受けて、当センターの業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされています。また、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、当センターの中期目標の期間終了時において主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができるとされています。(通則法第35条第1項、第2項、第3項)

⑩ 財務諸表等

当センターは毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。

また、文部科学大臣は、当該承認をしようとするときは、あらかじめ文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならないとされています。(通則法第38条第1項、第3項)

⑪ 会計監査人の監査

当センターは、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされています。(通則法第39条)

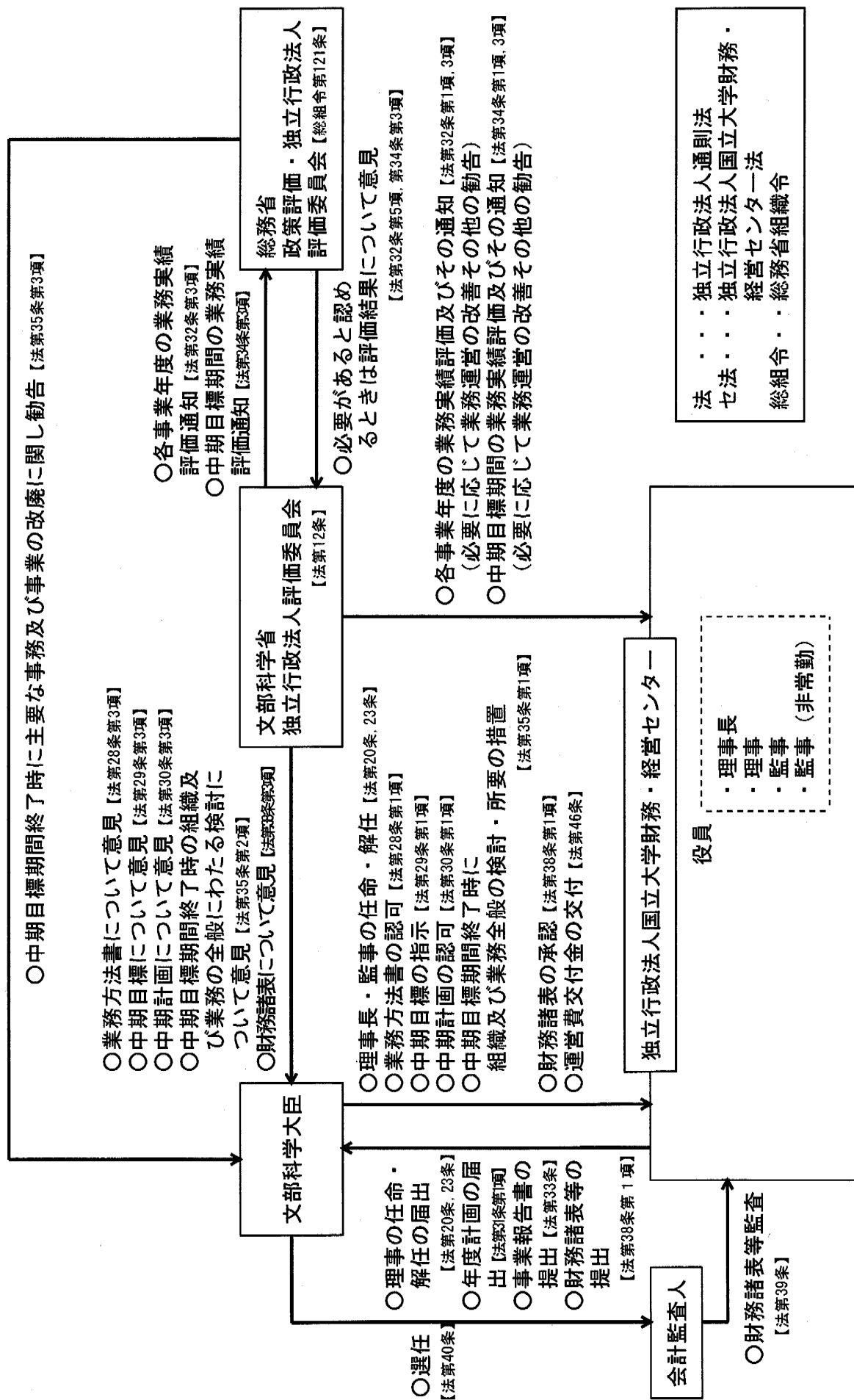
なお、会計監査人は文部科学大臣が選任するとされています。(通則法第40条)

⑫ 財源措置

政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができるとされており、当センターの一般勘定に対し、その運営に必要な経費は、運営費交付金として交付されています。(通則法第46条)

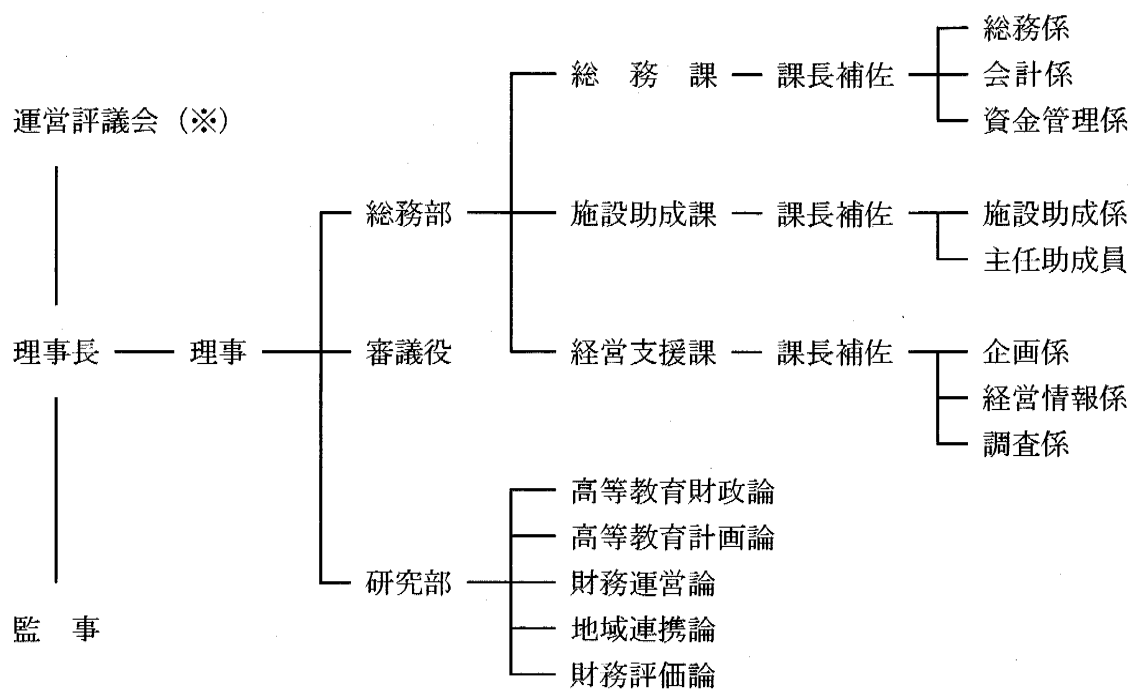
(参考)

独立行政法人固有の国との主な関係



(4) 組織図

(平成19年12月28日現在)



※ 運営評議会

業務運営に関する重要事項について外部有識者の意見を聴くため、国立大学学長、学識経験者等（20名）からなる「運営評議会」を設置しています。

(5) 事業の概要

【一般勘定】

当センターは、センター法第14条及び附則第11条第4項により、一般勘定と施設整備勘定に勘定を区分していますが、一般勘定においては、運営費交付金及び自己収入を財源として、以下のような業務を行っています。

① 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

国立大学法人等が保有する多様な財産の適切かつ有効な活用等について、国立大学法人等に対する協力及び専門的・技術的助言を行っています。

- 国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力しています。
- 各国立大学法人等の処分可能財産の管理・処分について、求めに応じ民間の専門家等からなる処分促進方策調査協力者会議を開催し、その結果を踏まえ専門的・技術的助言を行っています。

② 寄附金の受入れ及び配分

国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で、国立大学法人等を特定しないものの受入れ、当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行っています。

- 国立大学法人等においては、産業界、財団、個人篤志家などから寄附金を受入れて、学術研究や教育の発展・充実に活用しています。当センターでは、寄附先の国立大学法人等が特定されていない寄附金について、その受入れと関係国立大学法人等への配分を行います。

③ 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

国立大学法人等の財務及び経営の改善に有効な知見を提供するため、調査及び研究を行い、研究成果を研究会、シンポジウム、研究報告書等いろいろな形で公表しています。

- 大学の財務・経営に関する調査研究活動
大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネジメント・システムとその運用について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供しています。
- 内外の高等教育財政に関する調査研究活動
高等教育財政に関連する内外の諸問題について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供しています。
- 国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析
各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析を通じて、国立大学法人の財務・経営に関する比較分析を計画的に行い、関係者の参考に供することとしています。
- IMHE事業等への参加
OECDの高等教育経営研究事業（IMHE）に参加するとともに、内外の関係機関等との交流協力を深めています。

○ 調査研究成果の公開

調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するため、研究会、シンポジウム、講演会を開催しています。また、研究紀要、研究報告などを刊行しています。

④ 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、刊行物などを通してマネージメントに関する情報の提供及び交流を行っています。

○ 財務・経営に関する調査研究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供しています。

⑤ 財務・経営の改善に関する協力・助言

国立大学法人等の財務・経営の改善に関し、協力・助言を行っています。

○ 国立大学法人等の財務・経営の改善に関し、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行っています。

⑥ 大学共同利用施設の管理運営

○ 学術総合センター内に設置された、一橋記念講堂と中・小会議室の管理運営を行っています。

○ 「知の集積拠点」としてサテライトキャンパス、リエゾンオフィス、多目的スペース等様々な機能を有するキャンパス・イノベーションセンターが東京地区と大阪地区にあり、その管理運営を行っています。

⑦ 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築

○ 国立大学法人財務・経営情報提供システム（国立大学法人の決算情報データベースシステム）の供用を平成19年度から開始しています。

【施設整備勘定】

当センターは施設整備勘定においては、以下のような業務を行っています。

① 施設費貸付事業

i) 概 要

従来、旧国立学校特別会計においては、国立大学等の施設の整備の促進を図るため、附属病院の施設整備事業、移転のための施設整備事業等については、長期借入金を整備財源とすることができることとされており、当該長期借入金は国の財政事情が厳しい中、計画的に国立大学等の施設整備の促進を図っていく上で、貴重な財源となっていました。

国立大学等の法人化後は、国立大学等の施設整備は、基本的には国からの施設整備費補助金で措置されるものです。しかしながら、施設の老朽・狭隘化の改善が最重要の課題とされる中、国立大学等の施設整備を引き続き着実に実施するためには、長期借入金を活用することが不可欠であります。このため、国立大学法人及び大学共同利用機関法人には、長期借入金の制度が整備されています。

当センターは、このような長期借入金制度に対応するため、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を対象として、附属病院整備及びキャンパス移転整備について、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金を貸し付ける施設費貸付事業を行っています。

なお、当センターの施設費貸付事業は、国立大学等の施設整備の重要性に鑑み、国と一体となって、国の施設整備計画に従い事業を推進するため、センター法第13条第2号により、文部科学大臣の定めるところにより、行うこととされています。

ii) 財 源

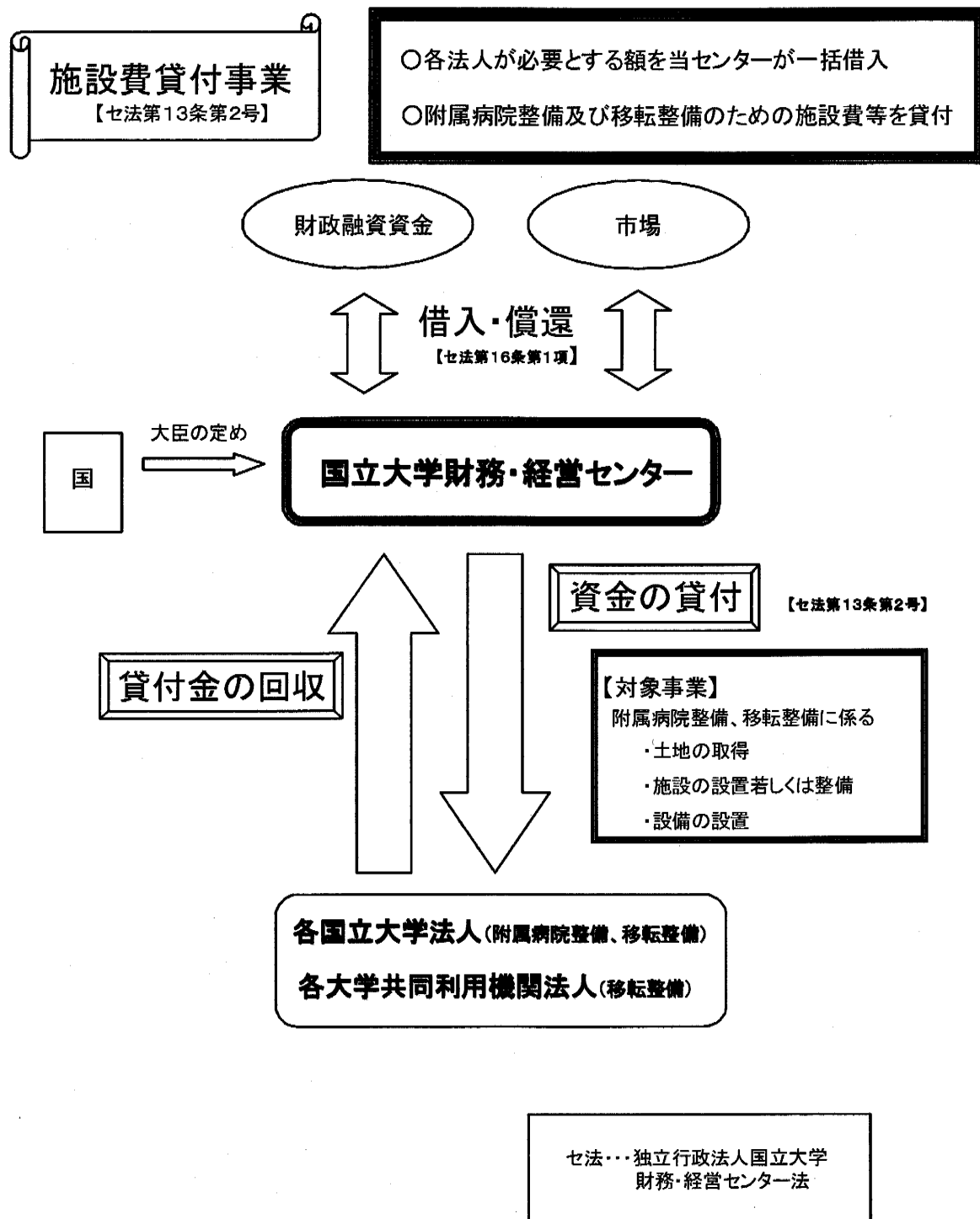
財源は当センターが財政融資資金から借り入れた長期借入金及びセンター債券の発行により市場から調達した資金です。

iii) 担 保

施設費貸付事業に係る資金の貸付に当たっては、償還確実性を確保する観点から、貸付の対象となる施設又はその敷地を担保に徴するとともに、第一順位の抵当権を設定登記することとしています。

(参考)

○施設費貸付事業の仕組み



② 承継債務償還

i) 概 要

当センターは平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務1,004,737百万円を一括して承継しています。従来は、このうち附属病院整備に係るものの償還財源は関係国立大学の附属病院収入でしたが、借入自体は旧国立学校特別会計が行っており、関係国立大学が直接債務を負っていたものではありませんでした。国立大学等の法人化に当たっては、これらの経緯を踏まえ、当該長期借入金債務を当センターが一括して承継するとともに、附属病院等を有する国立大学が附属病院整備に係る債務の相当額を当センターに対し負担することとされました。

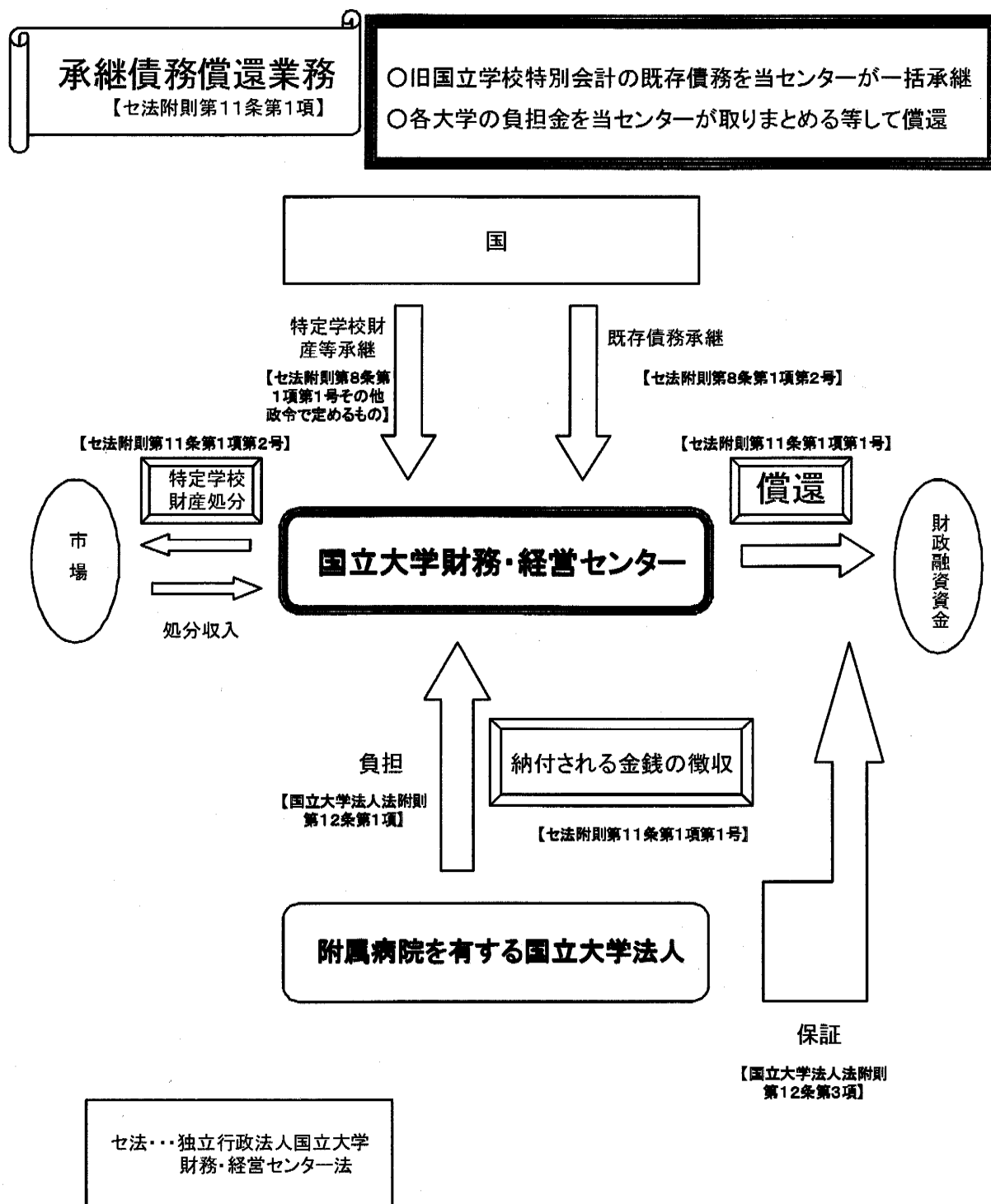
このため、この承継額のうち附属病院整備に係るもの以外の3,750百万円は、当センターが国から承継した財産等を財源として償還するとともに、附属病院整備に係る残りの1,000,987百万円については、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定めた43の国立大学法人が当センターに対し文部科学大臣が定めた額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行なっています。

ii) 国立大学法人による保証

当センターの承継した債務の償還確実性を確保するため、国立大学法人法附則第12条第3項により、文部科学大臣が定めた額を負担することとなった国立大学法人は、当センターの承継した債務を保証しています。

(参考)

○承継債務償還の仕組み



③ 施設費交付事業

i) 概 要

国立大学等の施設は、学術研究や人材育成のための活動拠点であり、科学技術創造立国を目指す我が国にとって、不可欠な基盤ですが、老朽化・狭隘化が進むなど、その改善が最重要の課題とされています。

当センターは、このような状況に対応するため、国立大学法人等を対象として、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金を交付する施設費交付事業を行っています。

なお、当センターの施設費交付事業は、国立大学等の施設整備の重要性に鑑み、国と一体となって国の施設整備計画に従い事業を推進するため、センター法第13条第3号により、文部科学大臣の定めるところにより、行うこととされています。

ii) 財 源

当センターは施設費交付事業の財源に充てるため、法人化に際して、旧国立学校特別会計が有していた特定学校財産、積立金、決算剰余金等総額58,687百万円の財産を国から承継しています。

また、各国立大学法人等が国から出資された土地を売却した場合は、施設費交付事業の財源に充てるため、当該売却収入のうち文部科学大臣が定める一定割合（※）を当該国立大学法人から当センターへ納付してもらう仕組みとなっています。

※一定割合・・・原則100分の50。ただし、第1中期目標期間中は100分の75（平成16年文部科学省告示第52号、第53号）。

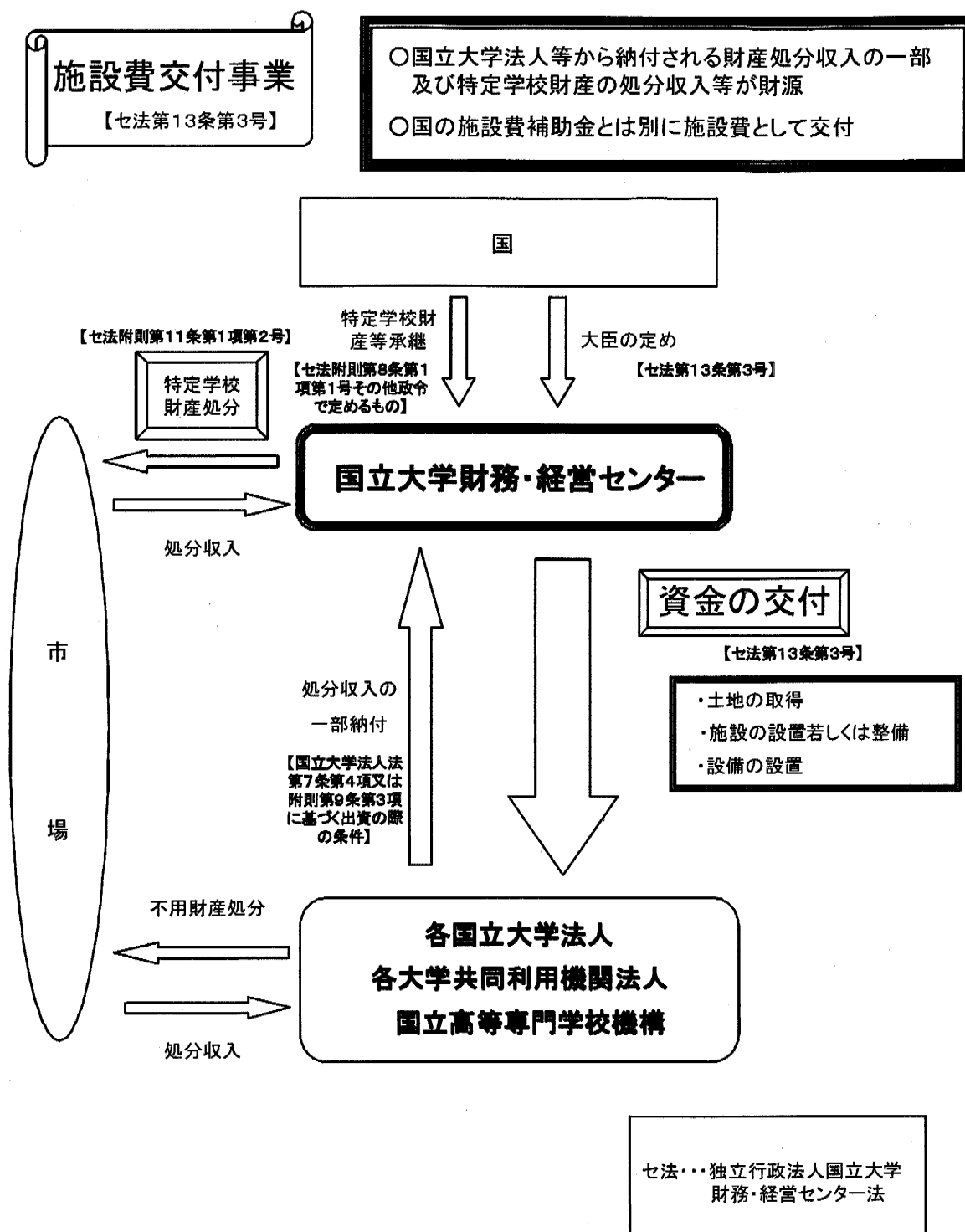
④ 旧特定学校財産の管理処分

当センターは、施設費交付事業の財源に充てるため、旧国立学校特別会計が有していた特定学校財産（13頁の「※特定学校財産」をご参照下さい。）を国から承継しており、当該特定学校財産の管理処分業務を行っています。

当センターは、国から承継した特定学校財産を処分するとともに、得られた収入は当センターが実施する施設費交付事業の財源に充てることとしています。

(参考)

○施設費交付事業の仕組み



4. 関係会社の状況

該当事項はありません。

5. 役職員の状況

【平成19年 3 月31日現在】

役 員	4 (1) 人
職 員	26 人
計	30 (1) 人

(注) () 内は、非常勤役員数で内数です。